



森林整備補助制度を実施します！

森林環境譲与税を活用した補助制度です。

主催	加古川市
日時	令和6年8月1日より
場所	—
内容	【補助制度の概要】 ○小規模森林整備活動団体支援補助金 森林の持つ公益的機能の発揮のため、森林環境譲与税を活用し、国や県の補助要件を満たさない森林整備を行う団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○危険木伐採等支援補助金 住宅等への倒木被害から市民の方の生命及び財産を保護するため、森林環境譲与税を活用し、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 （ 昨年度も実施しているが、プレスリリースは初めて ）
対象（参加者）	地域森林計画の対象森林の整備を行う団体、対象森林内の危険木の整備を行う方 ※対象森林に含まれるかは以下の連絡先まで確認のこと
定員	—
参加費	—
申込先・方法	079-427-9226 まで相談のこと
目的・背景 その他	加古川市森林整備計画の基本方針に規定する「市民が安心して森林に親しむことのできる公益的機能の高い森林の整備」を推進するために、森林環境譲与税を財源とした市単独の本補助事業を継続して行う。
市ホームページ	https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/chiikishinkobu/norinsuisanka/ringyo/36412.html
広報かこがわ	広報9月号掲載（※危険木伐採等支援補助金について掲載）

問合せ先

加古川市 農林水産課 振興係 （担当：安富・金丸）

☎079-427-9226（内線 3122）